

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人杉の木会
- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野 1197 番地

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 8 月 8 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 8 月 23 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	認可病床数
診療所	朝尾整形外科	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字 下高野 1 1 9 7 番地	なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3 年 6 月 10 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 4 月 21 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 杉の木会

所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1197番地

貸 借 対 照 表

(令和4年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	779	I 流動負債	3,888
II 固定資産	6,107	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,956	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	151	負債合計	3,888
3 その他の資産	0	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	△ 7,002
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	2,998
資産合計	6,886	負債・純資産合計	6,886

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

法人名 医療法人 杉の木会

所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1197番地

損 益 計 算 書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	1,812
本来業務事業損失	1,812
事業損失	1,812
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
経常損失	1,812
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	1,812
法人税等	0
当期純損失	1,812

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名 医療法人 杉の木会

所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野1197番地

財 産 目 録

(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	6,886 千円
2. 負 債 額	3,888 千円
3. 純 資 産 額	2,998 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	779
B 固 定 資 産	6,107
C 資 産 合 計 (A+B)	6,886
D 負 債 合 計	3,888
E 純 資 産 (C-D)	2,998

土地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)

建物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人 杉の木会

所在地 埼玉県北蕨市杉戸大字下高野1-1-9 7番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 個人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監事監査報告書

医療法人 杉の木会

理事長 原田洋輔 殿

私は、医療法人杉の木会の令和3年会計年度(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月17日

医療法人杉の木会

監事 浅井 真子